

在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例

令和 2 年 月 日
文部科学省高等教育局
専門教育課専門職大学院室

第一 前提となる状況

1. 在学中受験資格の導入（司法試験の実施時期の決定）

昨年6月の司法試験法の改正により司法試験の受験資格として新たに法科大学院在学中受験資格が導入されることとなり、改正法施行後の司法試験の実施時期について司法試験委員会において検討が進められてきたところ、本年2月26日の司法試験委員会において、令和5年以降の司法試験の実施時期については、7月中旬から下旬までの間の時期¹とすることが決定された。

2. カリキュラム等の工夫の必要性

在学中受験資格を取得するために修得が必要となる所定科目単位の具体的内容については、今後、法務省令によって定められることになることとなる所定科目単位は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」（改正司法試験法4条2項1号イ）であることから、基本的には、司法試験の試験科目に対応する科目の単位とする方向で検討が進められている。また、具体的な単位数についても、在学中受験資格の導入後もあくまで法科大学院修了資格が原則的な受験資格であることを踏まえ、専門職大学院設置基準の改正により法科大学院課程の修了要件として定められた単位数と基本的に同一とする方向で法務省において検討が進められているところである²。

¹ 改正法施行後の司法試験の実施時期に関する検討の経緯については、司法試験委員会（第149回～第156回）の議事録としてホームページ（http://www.moj.go.jp/shingil/iinkai_shihoshiken.html）に公表されている。

² 第95回中央教育審議会法科大学院等特別委員会（令和2年1月31日）における丸山委員（法務省司法法制部司法法制課長）からの説明に基づく。

その上で、所定科目単位の修得時期については、前記の司法試験実施時期を前提とした場合、受験資格に係る要件充足の確認手続のために要する期間などを考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする際には、法科大学院2年次の終了時までの修得単位が基準となり、所定科目単位は2年次終了時までに全て修得しておく必要があるとされている³。

カリキュラムは各法科大学院による創意工夫の下に編成されており、その内容は様々であるが、現在のカリキュラムを前提とすると、必ずしも2年次終了時までに上記所定科目の単位が取得できるよう編成されているわけではない。希望する学生が在学中受験出来るようにするためには、全ての学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得できるようにカリキュラムを変更するか、個別の学生が2年次終了時までに所定科目の単位を修得出来るように配慮する必要がある（後述する第二関係）。

また、現在のカリキュラムを前提とすると、前期の授業が7月下旬頃まで、期末試験は8月上旬頃までにそれぞれ実施しているところ、司法試験の実施時期が7月の中旬から下旬となったことを踏まえ、司法試験実施時期に当たる3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更を検討する必要が生じる。ただし、在学中受験は希望する学生が選択しうる選択肢の一つであり、必ずしも全ての学生が在学中受験資格により司法試験を受験するわけではないことから、後述する第二で述べる工夫例などにより、司法試験の在学中受験を希望する学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得でき、司法試験を受験するために授業を欠席することなどにより不利益を被ることがないよう配慮されていれば、必ずしも3年次前期の学事暦やカリキュラムを変更しなければならないわけではないことに留意が必要である（後述する第三関係）。なお、3年次後期においては、プロセスとしての法曹養成の理念の下、より実務に即し、学生の関心に沿った内容を学べるよう、各法科大学院における創意工夫が期待される。

³ 前記注2参照。

第二 個別の学生が在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得出来るようにするための配慮について

下記の工夫例は、在学中受験を希望する学生が2年次終了時までには所定科目単位を修得出来るようにするための各法科大学院における検討に資するよう、取り得る選択肢を整理したものである。全ての学生が2年次終了時までには在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得出来るようなカリキュラムを編成しない法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、学生の立場に配慮した適切な対応をすることが期待される。

(1) 履修指導上の工夫

◆ 連携先の連携法曹基礎課程（法曹コース）を設置する大学の協力の下、当該法曹コースに在籍中の学生に対して、在学中受験を視野に入れる場合は法科大学院の科目を科目等履修することなどにより積極的に先取り履修するよう、履修指導を行う。

- ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、
 - ① 法科大学院の修了要件として修得すべき単位数のうち、法学既修者として修得したとみなすことが出来る範囲⁴について、46単位まで拡大（改正専門職大学院設置基準第25条）。
 - ② 入学する前に他の認定連携法科大学院で修得した単位を、在籍する法科大学院で修得したものとみなすことが出来る範囲⁵について、46単位まで拡大⁶（改正専門職大学院設置基準第22条）。

⁴ 法学既修者認定の対象科目：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目

⁵ 入学前既修得単位の認定の対象科目：法学既修者認定の対象となる科目に加え、法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目

⁶ なお、在籍する法科大学院で入学する前に修得した単位については、従前より、単位数の上限はない。

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する学生については、2年次での先取り履修を認める。
 - ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、1年に履修科目として登録のできる単位数を44単位まで拡大。(改正専門職大学院設置基準第20条の8)

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する2年次の学生に対しては、他の近隣の法科大学院で所定科目を科目等履修生として先取り履修するよう、履修指導を行う。
 - ・ 入学した後に他の法科大学院で修得した単位については、30単位まで在籍する法科大学院で修得したものとみなすことができる(改正専門職大学院設置基準21条)。

(2) 遠隔授業の効果的な活用

- ◆ (1)の工夫を行うに当たって、多様なメディアを高度に利用して行う授業(以下「遠隔授業」という。)を効果的に活用⁷⁸することによって、法曹コースや2年次の学修と両立して授業を履修したり、地理的に離れた法科大学院の授業を履修したりしやすく出来る可能性がある。

⁷ 専門職大学院設置基準第8条第2項、平成13年文部科学省告示(大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等参照。

⁸ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局長通知)において「テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能」とし、遠隔授業の要件解釈を明確化している。法科大学院においても当面その例外とならないことを事務連絡(「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院における遠隔授業の活用について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡))で示したところであり、当面の対応と、それを踏まえた継続的・効果的な取組について、各大学における創意工夫が期待される。

第三 司法試験実施時期の学事暦・カリキュラムについて

下記の例は、各法科大学院における3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更の検討に資するよう、制度的に取り得る選択肢を整理したものである。各法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、教育上の効果を損なうことなく、各法科大学院の実情に応じた適切な学事暦やカリキュラムを編成することが期待される。

(1) 学事暦の工夫

- ◆ 3年次前期に4学期制（クォーター制）を導入⁹し、在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択出来るようにする（後期はセメスター制とする方法も考えられる。）。

(2) 開講日の工夫

- ◆ 2学期制（セメスター制）を前提としつつも、3年次の前期については、司法試験と授業の日程が重ならないように開講日を工夫する。
 - （例） ・ 週2回授業を実施
 - ・ 土日祝日を授業日として授業を実施
 - ・ 3月下旬から授業を開講

(3) 期末試験の実施時期の工夫

- ◆ 3年次前期の期末試験を、授業終了直後ではなく、司法試験が終了した後に実施し、司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

⁹ 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第23条ただし書参照。

(4) 授業時間の工夫

- ◆ 1回の講義時間を延ばした上で授業回数を減らし¹⁰，司法試験と授業の日程が重ならないようにする。(例えば，半期2単位の授業であれば，105分授業を13回実施するなど)。

(5) 開講科目の工夫

- ◆ 1単位科目として開講し，在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択出来るようにする。
- ◆ 期末試験を実施せず，レポートの活用等により成績評価する科目を開講し，司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

¹⁰ 前期注9参照。

参考条文

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験の受験資格等）※令和4年10月1日施行

第四条（略）

2 前項の規定にかかわらず，司法試験は，第一号に掲げる者が，第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて，法務省令で定めるところにより，当該法科大学院を設置する大学の学長が，次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二（略）

3・4（略）

○ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は，十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができる場合は，この限りでない。

（授業の方法）

第二十五条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4（略）

○ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位，授業日数，授業期間，授業を行う学生数，授業の方法及び単位の授与，他の大学院における授業科目の履修等，入学前の既修得単位等の認定，長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については，大学設置基準第二十一条から第二十五条まで，第二十七条，第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。），第三十条第一項及び第三項，第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。（略）

○ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（授業の方法等）

第八条 （略）

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行うことができるものとする。

（法科大学院の履修科目の登録の上限）※令和4年4月1日施行

第二十条の八 （略）

2 法科大学院は，その定めるところにより，認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二条第二項及び第二十五条第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については，一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，第十三条第一項の規定にかかわらず，三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り三十単位

を超えてみなすことができる。

2 (略)

(入学前の既修得単位の認定) ※令和4年4月1日施行

第二十二條 (略)

- 2 (略) ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法学既修者) ※令和4年4月1日施行

第二十五條 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下この条において「法学既修者」という。)に関しては、第二十三條第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位(第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。)については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 (略)

- 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と、前項中「第一項ただし書の規定により三十単位」とあるのは「第一項ただし書の規定により四十六単位」と、「合わせて三十単位」とあるのは「合わせて四十六単位」とする。

○ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）

通信衛星，光ファイバ等を用いることにより，多様なメディアを高度に利用して，文字，音声，静止画，動画等の多様な情報を一体的に扱うもので，次に掲げるいずれかの要件を満たし，大学において，大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって，かつ，授業を行う教室等以外の教室，研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては，企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって，指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより，又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって，かつ，当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

関係通知等

「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日 文部科学省高等教育局長）（抄）

3. 遠隔授業の活用について

（1）今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院協会における遠隔授業の活用について」（令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡）抜粋

・・・今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み，局長通知の趣旨を踏まえ，学生の学修機会を確保するとともに感染リスクを低減する観点から大学が必要と判断する場合には，テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うほか，当面例外的に，録画した講義映像を学生が一定期間内に教室以外の場所（自宅を含む。）で受講するオンデマンド方式により正規の授業を実施し，インターネットを通じた課題提出や質疑応答，学生間の意見交換などを含めて単位認定を行うといった柔軟な対応も認めること。